

振動規制法に係る特定施設

(振動規制法施行令別表第1)

1	金属加工機械		
	イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ	機械プレス	
	ハ	せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
	ニ	鍛造機	
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		コンクリートブロックマシンは原動機の定格出力が2.95kW以上のものに限る。コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械は、それぞれの原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。
6	木材加工機械		
	イ	ドラムバーカー	
	ロ	チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外で、原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。